**平成２３年（フ）第５１号**
名古屋市北区大杉３丁目20番19号　加藤ビル305号
債務者　江藤　　宏
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０号**
愛知県一宮市丹陽町九日市場字出口1831番地８
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第１８号**
三重県松阪市久保町492番地１　カーサ・オリージャＡ棟201号
債務者　後藤　博子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２２年（フ）第７１号**
京都府亀岡市上矢田町東垣内１番地５
債務者　野元　　香
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第５２号**
京都府舞鶴市字倉谷32番地21―205号
債務者　千原　大助
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２２年（フ）第７９号**
京都府綾部市上杉町井ノ迫１番地の４
債務者　眞下　義夫
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２２年（フ）第８０号**
京都府綾部市上杉町井ノ迫１番地の４
債務者　眞下　和子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２２年（フ）第１４７号**
鹿児島県出水市文化町606番地
債務者　瀧川　好枝
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第１９３号**
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1305番地１　久木野五番館103号
債務者　古川　徳仁
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第３号**
鹿児島県薩摩郡さつま町紫尾2258番地
債務者　安藤　涼子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
鹿児島県出水市高尾野町大久保2410番地１
債務者　尾原　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第７号**
福島県喜多方市塩川町吉沖字西村1588番地、前住所福島県耶麻郡塩川町大字吉沖字西村1588番地
債務者　渡部　辰男
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第１１号**
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原310番地の５
債務者　仙波　　博
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第１４号**
福島県会津若松市大塚２丁目７番15号
債務者　倉島　達広
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第４６号**
神奈川県厚木市下依知920番地２
債務者　伊藤　健司
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第５８９号**
新潟市西区新通3162番地５
債務者　齊藤　雅之
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第５１２号**
愛知県一宮市大和町於保字四之宮84番地３　市営大和東住宅142号
債務者　桑原真佐美
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１８２０号**
京都府向日市森本町石田10番地の44
債務者　山上　裕子（債務発生時の姓重松）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係